



K P M G   N e w s l e t t e r

# KPMG Insight

Vol.

50

September  
2021



**IMPACT**

COP26への道のり 第2回 国境炭素調整措置がもたらす産業の国際競争力への影響



# IMPACT

## COP26への道のり

### 第2回 国境炭素調整措置がもたらす産業の国際競争力への影響

KPMGジャパン

KPMG IMPACTプロジェクトリーダー

エネルギー&インフラストラクチャー セクターエグゼクティブ

パートナー

関口 美奈

シリーズ第2回目となる今回は、温室効果ガス排出量削減に有効と言われている炭素価格の導入と国境炭素調整措置(Carbon Border Adjustment Mechanism; CBAM)に関する議論について整理します。国境炭素調整措置に関する議論は、各国の国内経済や産業国際競争力への影響という側面からもきわめて重要性が高い課題です。6月のG7と11月のCOP26でホストを務める英国のジョンソン首相は従前より、両会合で国境炭素調整措置を検討課題として取り上げる意向を示していました。実際にEUと米国は、G7で個別首脳会談を行い、本課題についての継続協議に合意しています<sup>1</sup>。COP26に先立つ複数の国際会議においても、国境炭素調整措置に関する個別会談や前哨戦が行われるでしょう。本稿では、国境炭素調整措置導入の目的や各国の思惑、また当該措置が温室効果ガス削減促進を超えて国際政治や経済に及ぼす意義について紐解きます。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



関口 美奈  
Mina Sekiguchi

#### POINT 1

炭素の価格付け(Carbon Pricing)は温室効果ガス削減に有効な手段であり、徐々に導入する国・地域も増加傾向にあるが、その価格水準には大きな幅がある。

#### POINT 2

国境炭素調整措置は、各国における炭素価格水準の格差を平準化し、各国の気候変動対策の差異が産業の国際競争上の不利になることや炭素リークエッジを回避することを目的としている。国境炭素調整が効果的に機能すれば、炭素排出の削減が推進される。

#### POINT 3

気候変動対策において先行するEUは、いち早く国境炭素調整措置を導入することにより、当該課金による収入を欧州グリーン・ディールの原資にしたい考えである。すなわち、国境炭素調整措置は、温室効果ガス削減の推進を図る仕組みであると同時に、国・地域の経済や産業政策の重要な要素である。

#### POINT 4

気候変動対策が遅れている日本にとっては、国境炭素調整措置が不利に働く可能性も否めない。国としての対応が急がれると同時に、各企業における対策も喫緊の課題である。

#### POINT 5

国境炭素調整措置が導入されれば、輸出製品の製造過程で排出される温室効果ガスの削減を目的に、グローバル規模のサプライチェーンの再構築が起こる可能性がある。また、新興国に対するグリーン投資の加速に加え、特に電力のグリーン化が遅れている日本の産業空洞化リスクが高まる恐れがある。

#### POINT 6

国境炭素調整措置は、国家間の産業競争力に大きな影響を与える一方、今やグローバルに緊密に連係するサプライチェーンを鑑みると、気候変動対策に伴う国家間の協調を促進する要素にもなり得る。COP26では具体的な協調に伴う議論が期待される。

## I 各国の炭素価格の現状と世界的な動向

国境炭素調整措置は、各国で異なる炭素価格の水準の差異を平準化することを主たる目的としています。したがって、国境炭素調整措置について論じる前に、各国における炭素税を含む炭素価格の水準と導入の現状を理解しておく必要があります。

炭素税や排出量取引制度(Emissions Trading System; ETS)などを含む炭素の価格付け(Carbon Pricing)は、温室効果ガス削減の有効な手段として、多くの国・地域で導入あるいは導入に向けた検討が進んでいます。世界銀行が2021年5月25日付で発表した世界の炭素価格の実施状況についての報告書<sup>2</sup>によれば、2021年4月現在、炭素税あるいは排出量取引制度による炭素価格を導入している国・地域は、2011年の21カ国・地域から約3倍の64カ国・地域に増加しています。図表1に示す通り、炭素価格が高い国・地域のほとんどを欧州勢が占めています。

2021年に入り、多くの国・地域が温室効果ガスの「野心的な」削減目標を提示し、これに伴い炭素価格の水準は上昇の一途を辿っています。ノルウェーはすでに二酸化炭素1トンの排出に対して70ドル弱の炭素税を課していますが、今年1月、税率をさらに引き上げると表明しました。オランダでも製造業などを対象に、2021年から1トン当たり30ユーロの炭素税を課し、2030年には125ユーロにすることが報道されています<sup>4</sup>。こうした動きは、アイルランドやルクセンブルグでも同じです。

排出量取引制度に伴う排出権取引市場の状況も同様です。今年5月4日には、欧州市場で取引される温室効果ガスの排出枠の市場価格が1トン当たり50ユーロを超え<sup>5</sup>、過去最高となりました。

日本でもようやく今年2月から、経済産業省の有識者会議において炭素価格の導

図表1 欧州を中心とする炭素価格上位20カ国<sup>3</sup>

国名	炭素税価格/トン	形態
スウェーデン	137ドル	炭素税
スイス	101ドル	炭素税
リヒテンシュタイン	101ドル	炭素税
フィンランド	73-62ドル	炭素税(輸送燃料が対象)
ノルウェー	69-64ドル	炭素税
フランス	52ドル	排出権取引価格
EU	50ドル	炭素税(化石燃料が対象)
スイス	46ドル	排出権取引価格
ルクセンブルグ	40-23	炭素税
アイルランド	39ドル	炭素税
カナダブリティッシュコロンビア	36ドル	炭素税
オランダ	35ドル	炭素税
アイスランド	35-20ドル	炭素税
カナダ	32ドル	炭素税
ドイツ	29ドル	ETS
ポルトガル	28ドル	炭素税
デンマーク	28-24ドル	炭素税
ニュージーランド	26ドル	ETS
英国	25ドル	炭素税
日本(参考)	3ドル(289円)	炭素税

出典：世界銀行

入に伴う検討が開始されましたが、現時点での炭素税は289円と3ドルに満たない水準ですし、欧州でもポーランドやウクライナは1ドル未満です。世界銀行の報告書によれば、炭素税が20ドル以下の国・地域は34と過半数を占めており、各国における炭素価格には大きな幅があるのが現状です。

## II 国境炭素調整措置の概要

国境炭素調整措置は、各国における炭素価格の格差を是正する国際的な仕組みとして、主要国間で議論され始めました。前述のように、欧州各国の炭素税を含む炭素価格水準の高さや、対照的にいまだに多くの国・地域が炭素価格を導入していなかったり、導入していても水準がきわめて低いという事象を鑑みると、国境炭素調整措置に関する議論が欧州を発端として<sup>6</sup>ことは驚くに値しません。ここではま

ず、国境炭素調整措置とは何か、そしてその目的は何かについて概説します。

### 1. 国境炭素調整措置とは

前述の経済産業省の有識者会議に提出された資料<sup>7</sup>によれば、国境炭素調整とは、「気候変動対策をとる国が、同対策の不十分な国からの輸入品に対し、水際で炭素課金を行うこと。さらに、自国からの輸出に対して水際で炭素コスト分の還付を行う場合もある」とされています。

これは、炭素を排出しつつも自国内ではペナルティを課せられない企業の製品を、ペナルティを課す国に輸出する際に、水際で輸入国側が課金することで、輸入国で製造された同種の製品とのコスト差異を平準化するというものです。どのような形で課金するかについては、輸入関税のような形で課金する方法や、輸入国における排出枠を購入するという方法などが検討されています。いずれにしても、各国にお

ける炭素価格の導入状況や水準の違いによって生じるコスト差異を水際で埋める仕組みです。

## 2. 国境炭素調整措置導入の目的

国境炭素調整措置の導入には、大きく3つの目的があります。1つ目は前述のように、各国による気候変動対策としての炭素税や排出権取引制度の取扱いの差異が、産業における国際的な競争条件に不利とならないように平準化することです。2つ目は、炭素リーケージ(Carbon Leakage)の回避です。たとえば、ある国において炭素税あるいは排出権取引制度が施行され、その分の製造コストが上がる場合を考えてみましょう。抜け道を塞ぐ抑止的な仕組みとしての国境炭素調整措置がなければ、企業は製造拠点をより炭素税や排出権取引制度が緩い国・地域へ移管し、コスト増加を回避することが可能になります。すると、地球全体で見た場合の温暖化ガス排出量の削減は進展しなくなります。国境炭素調整措置には、こうした事態を回避する目的があります。

これら2つの目的の帰結として、国際的に製品・サービスを提供する企業を持つ国・地域は、自国における炭素税や排出権取引制度といった気候変動対策の取組み

を強化せざるを得ない状況になります。これが3つ目の目的です。つまり、企業は自らが製造活動を行う国・地域において炭素税や排出権取引制度に則ったコストをその国・地域で支払うか、あるいは国境炭素調整措置に則って輸入国に支払うか、どちらかを選択しなければなりません。その場合、製品に炭素排出に伴うコストを上乗せせざるを得なくなるのです。ただし、後者の場合には、自国の富が他国に流出してしましますが、前者の場合には、自国内に内部留保して国内の成長施策への投資財源とすることができます。参考までに前出の世界銀行の調査<sup>8</sup>によれば、2021年までの課金や税収入は530億ドル(約5兆8,000億円)に上ると発表されています。

### III

## 国境炭素調整措置の議論を巡る各国の現状と思惑

### 1. 気候変動対策から経済・産業政策へ

今般の国境炭素調整措置に関する議論を欧州が先導している背景には、複数の欧州国による、より先行した気候変動対策が、翻って欧州のコスト競争力の棄損要因となることを回避する目的があることは明らかです。

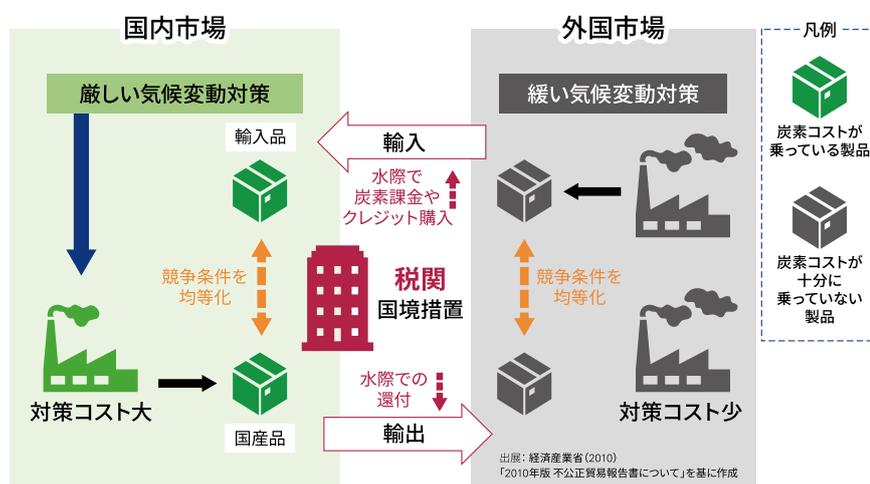
一方、これにはもう1つの背景があります。2019年12月に欧州委員会委員長に就任したフォン・デア・ライエン氏は、2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目的に欧州グリーン・ディール<sup>9</sup>を公表、その柱の1つとして国境炭素調整措置の導入について言及しました。次いで2020年12月、欧州委員会はコロナ禍からの経済復興のための復興基金と中期予算として合計約1兆8,000億ユーロ(約230兆円)を合意<sup>10</sup>、その3割を気候変動対策関連プロジェクトに充てることを決定しました。国境炭素調整措置による輸入製品に対する課金は、その財源の重要な要素と位置付けられています。欧州委員会は2023年1月1日までの導入を見据え、年間50~140億ユーロ(約6,380億円~約1.8兆円)の調達を見込んでおりと報道されています<sup>11</sup>。すなわち欧州においては、この国境炭素調整措置はEUのコスト競争力棄損の回避策であると同時に、コロナ禍からの経済復興の財源確保の施策でもあるのです。

このように考えると、2050年カーボンニュートラルという長いジャーニーの中で国境炭素調整措置の位置づけがより明らかになります。すなわち、当該措置は温室効果ガス排出量の削減施策といった物理的な気候変動対策に、国家の経済・産業政策ひいては国家間の産業競争力を付与するという二面性を持つきわめて重要なメルクマールなのです。

### 2. 各国の事情と思惑

EUが検討している国境炭素調整措置について、米国とEUは6月のG7で個別協議を継続することで合意しました。その背景にあるのは中国の存在です。EUへの輸入製品の中でも量的な存在感が大きいにもかかわらず、炭素価格などの措置が国内で取られていないことが多い中国製品に対して、国境炭素調整措置を活用してコスト平準化を図りたい、というのがEUの思惑です。一方で、EUが対象としたい製品群の中には米国製品も含まれており、それら

図表2 国境炭素調整措置



出典：一般財団法人日本エネルギー経済研究所

[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/carbon\\_neutral\\_jitsugen/pdf/001\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_neutral_jitsugen/pdf/001_02_00.pdf)

の課金をどうするのかについて米EU間での協調的解決が必要になります。

EUが先行して国境炭素調整措置を導入すると都合の悪い国の中には、ロシアも含まれます。ロシアは、G20の中で炭素税も排出量取引制度も導入していない2カ国のうちの1カ国(もう1カ国はトルコ)で、EUには二酸化炭素排出量の多い品目<sup>12</sup>が多く輸出されています。輸出額は、2019年には約100億ユーロ(約1兆3,300億円)と報じられており<sup>13</sup>、国境炭素調整措置によって支払う税は約60億ユーロ(約8,000億円)に上ると見積もられています<sup>14</sup>。

そもそもロシアは、主要国が気候変動対策に着手する中、長年この議論に参加しませんでした。2019年によくパリ協定を批准し対策をとり始めたものの、多くの国・地域が2050年カーボンニュートラルを目標とする中、ロシアは2030年までに1990年比で30%削減、50年までに「大気中に放出されたCO2を含む累積排出量を大幅に削減する」と公約するに留まり、EU側から不評を買っています。これに対してロシアは、当該措置はEUの保護主義であるだけでなく、コロナ禍による経済的損失を埋めるための財源確保策である、と非難していると報じられています<sup>15</sup>。

### 3.日本の状況

翻って日本の状況はどうでしょうか？ 実質的な炭素税水準が289円、つまり3ドル程度であることを鑑みれば、現状のまま国境炭素調整措置が導入されれば、欧州向け輸出製品だけでなく、すでにEUとの協調路線を歩みはじめた米国向け輸出製品にも負の影響があるでしょう。そもそも米国が国境炭素調整措置の導入に積極的であれば、日本が別の道を選択する可能性はきわめて低くなります。

このような背景から、日本でも炭素価格導入に関する議論が始まりました。すでに2021年も後半に入り、悠長に議論をしている時間は残されていない中、環境省と経済産業省はそれぞれが主催する有識者

会議で世界的な動向の整理や理解を超えた議論がようやく行われ始めました。

環境省では、たとえば、日本の仕組みも炭素税と排出量取引制度を併用する形が有効ではないかという意見や、炭素排出1トン当たり約1万円の炭素税を課しても、増えた税収を気候変動対策に向けた技術に投資すれば経済成長を阻害しないという試算が出されています<sup>16</sup>。

その一方で、鉄鋼業界など脱炭素技術がまだ確立していない産業を抱える経済産業省は、炭素価格の導入にはきわめて慎重な姿勢を取っています。製造業の2次請け、3次請けを担う中小企業も、脱炭素化に伴う新技術を導入するには資金力が弱く、炭素価格の負荷によって財務的にさらに苦しい状況に追い込まれる可能性があるかと危惧されています。

このような状況の中、7月1日に経済産業省が提示した排出量取引の市場整備案は、企業が任意で参加するというもの<sup>17</sup>で、欧州より相当緩いと言わざるを得ません。欧州並みの規制を標ぼうする環境省との調整もさることながら、国際取引における競争力を低下させる恐れすらあります。

国内の経済だけを考えるのであれば、緩い制度でもいいのかもかもしれません。しか

し、それではグローバル市場には受け入れられないでしょう。2050年カーボンニュートラルという大きな目標をどのように達成するか。日本政府には、この歴史的に重大な課題を地球規模でとらえながら、成長を維持しつつ脱炭素化していく施策を考える、断固とした姿勢が求められます。

## IV

### 国境炭素調整措置導入に伴い解決が必要な課題

今後、国境炭素調整措置を国際的な貿易に伴う措置として機能させ定着させるには、いくつかの課題があります。いずれも容易に解決できる課題ではなく、国家間合意や緻密かつ緊密な協力を必要とします。本論考では、課題の大筋のみを紹介します。

1つめは、WTOルールとの整合性が保てるかという課題です。前出の経済産業省の資料には、「不正貿易報告書(2016年)によれば、国境炭素調整がGATT(関税および貿易に関する一般協定)の想定する国境税調整の範疇に収まるのかについて、確立された解釈は存在していない。また、輸出時の還付についても、補助金協定と

図表3 国境炭素調整措置の設計に伴う検討ポイント

制度設計要素	設計の選択肢
1. 貿易措置	輸入財の調整のみか、輸出財へのリベートを含むのか
2. 調整対象とする国内制度	炭素税、排出量取引制度か、規制的な措置か、両者か
3. 対象国	気候リーダー国の免除、後発開発途上国(LDCs)への配慮
4. 対象セクター	素材産業や電力だけか、複雑な財に拡大するのか
5. 排出のバウンダリー	工場内の直接排出のみ(Scope1)か、購入電力や蒸気等を含むのか(Scope2)、採掘時や最終消費の排出等を含むライフサイクルで考えるのか(Scope3)
6. 製品に体化された炭素排出の計算(製品単位の推計)	工場や企業単位別の実排出量の適用か、ベンチマーク(ベストプラクティス、平均値)か。ベンチマークの場合、国際基準等を用いた自己申告を併用するか
7. 調整額の計算のための炭素価格	原則として、国内炭素価格(炭素税、排出量取引制度、諸規制など)と同等か、それ以下の範囲 輸入品への課金と併せ、輸出国の炭素価格分を還付(リベート)するか否か
8. 収入使途	国内の環境使途に利用するか、途上国支援に活用するか

出典：一般財団法人日本エネルギー経済研究所「国境炭素調整措置の最新動向の整理」2021年2月17日付<sup>18</sup>

整合的になるのかについて別途の検討が必要である」と記載されています<sup>18</sup>。

2つ目は、制度設計の課題です。上記のWTOとの整合性を維持するためにも、どのように制度設計を行うかが重要となります。制度設計に伴う検討ポイントは図表3に示す通りです。

さらに国境炭素調整の方法(関税のような制度とするか、EU-ETSのような市場価格連動にするか、など)や対象範囲も決める必要があります。

3つ目は、現在炭素規制が緩い国・地域や炭素価格が低い国・地域からの反発や気候変動対応先進国との対立を、国際協調を維持しつつどのようにまとめていくか、という課題です。

このような背景を受け、脱炭素をめぐる国際ルール形成の中で存在感を發揮したい日本は、今年3月のWTO有志国会合で、本件に関する多国籍協議に着手することを提起しました。一方、OECDでもEUを中心に、有志国で本件についての非公式な会合が始まっています。WTOやOECDが国際協調を維持しつつ、多国籍間の対立の少ない制度設計ができるか否かが、国境炭素調整措置成立の可否を左右すると考えられます。

## V 国境炭素調整措置による国際産業競争への影響

ここまでは、炭素価格の各国の状況と国境炭素調整措置の概要について述べると同時に、国境炭素調整措置が環境対策のみならず、経済・産業対策という側面を持つ破壊的要素であることを解説してきました。ここからは、破壊的要素としての国境炭素調整措置が、国・地域の産業や国際競争力に及ぼす影響について考えます。

### 1. グローバル・サプライチェーンへの影響

多くのグローバル企業の製品について、

素材や部材の調達先から製造過程、そして消費国までを追いかければ、そのサプライチェーンは今や数カ国に跨っています。製品の輸出入に伴い排出される二酸化炭素量は、中国、ロシア、インド等で製造される過程でより多く排出され、それらの製品が欧州や米国、日本等の先進国に輸出され、消費されています(図表4参照)。

この現状を踏まえ、国境炭素調整措置が導入された場合の影響について考察してみます。気候変動対策が遅れている新興国で製造された製品は、その製造過程でより多くの二酸化炭素を排出していると考えられます。すると消費国の気候変動対策が進んでいる場合には、輸入に際して排出した二酸化炭素量/製品に対して課金され、消費国におけるコスト競争力が低減します。この問題を回避するために、製造業の一部が気候変動対策の進んだ国・地域や消費国である先進国に回帰し、グローバル・サプライチェーンが再構築されることが考えられます。ただし、その場合は先進国で製造に必要なインフラや技術を持つ人材が課金される金額よりも安価に調達できる状況であることが必要となります。

### 2. 新興国に対するグリーン投資の加速

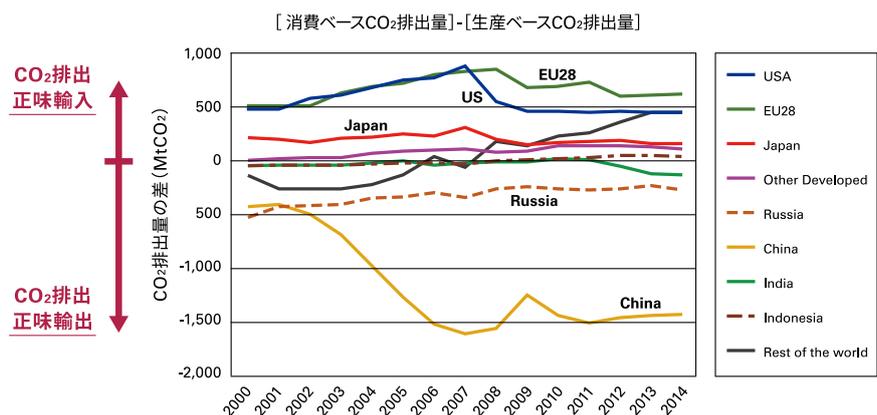
経済成長や雇用を製造業に依存する新興国にとって、製造業の流出は国家発展

への重大な阻害要因となります。さらに、新興国の経済発展が阻まれれば、世界的なパワーバランスにも大きな影響があるでしょう。このリスクを回避するためには、新興国、特に製造を担う国・地域の脱炭素化を支援し加速するための、先進国によるグリーンインフラ投資が必要になります。

たとえば、多くの日本企業にとって、ASEAN地域はサプライチェーン上の重要拠点であり、ここで製造された部品や製品が世界中に輸出されています。一方で、ASEANにおける電力は、ようやく石炭火力からガス火力への移行が始まったばかりです。製造プロセスの多くをASEAN諸国で行う日本企業にとって、当該地域の低炭素化、脱炭素化は自国の課題と同様に重要性の高いものです。こうした背景から、今年6月、梶山経済産業相はシンガポールのガン・キムヨン貿易産業相との会談で、ASEANでの省エネや再生可能エネルギーの導入、液化天然ガスによる火力発電への切替えなど脱炭素投資の枠組みを立ち上げることで合意しました<sup>21</sup>。

これに先立ち、経済産業省は、5月に環境省や金融庁と、脱炭素に段階的に移行するクライメート・トランジション・ファイナンスの基本指針<sup>22</sup>をまとめています。企業が脱炭素に向けた工程表を作成するなどの条件を満たせば融資条件を緩和するという内容で、シンガポールとの枠組みづくりのベースとなると考えられています。

図表4 貿易に体化された炭素排出量<sup>20</sup>



出典: 経済産業省資源エネルギー庁「CO2の排出量、どうやって測る?~先進国vs新興国」2020年8月4日

### 3.日本の産業競争力への影響

このように、国境炭素調整措置の導入は、各国の産業力・経済力の基盤を根底から覆す破壊的要因となり得ます。翻ってわが国への影響はどうでしょうか？ 日本は、2020年10月に菅首相が2050年カーボンニュートラルを公表するまで、気候変動対策を積極的に推進してきたと言い難い状況でした。戦後発展してきた製造業に不利となる環境規制の変更はもちろん、国家安全保障の根本ともいえるエネルギーミックスの議論においても、再生可能エネルギーの本格導入や原子力発電の取扱いに関する合理的な議論を先送りしてきたのです。これら先送りの弊害が、国境炭素調整措置の導入という破壊的要因によって明らかになりつつあります。

たとえば、国境炭素調整措置の制度設計において、炭素排出のバウンダリーが「採掘時や最終消費の排出等を含むライフサイクルで考える」、いわゆるスコープ3に設定された場合<sup>23</sup>を想定してみましょう。図表5に示す通り、日本は国内電力の約72.6%（石炭32.0%、石油4.9%、LNG35.7%、2018年時点）が二酸化炭素を排出する燃料からなる電源を使用しており、電力部門の脱炭素化が遅れています。将来的にもグリーン電源が急増するとは想定しがたいため、製品輸出に伴うコストが相対的に高くなる可能性は否めません。現時点で、再生可能エネルギーの比率が低いだけではありません。大規模再生可能エネルギーとして期待が大きい洋上風力も、今年半ばからようやく入札が開始されたばかりで、本格稼働まであと10年は待たなければならないでしょう。このような背景から、日本では脱炭素化のためにグリーン電力やグリーン電力証書を調達することは容易ではありません。それだけでなく、脱炭素化に対する必要性が高まればグリーン電力価格も高騰する可能性があります。すなわち、どちらに転んでも製造コストが増加し、産業の空洞化を招くなど国際競争力に負の影響が及ぶ可能性が

あるのです。

加えて、GAFAM<sup>24</sup>等の大規模グローバル企業がサプライチェーン全域にわたり脱炭素化を調達企業選定の条件にすることを検討し始めています。日本企業がGAFAMのサプライヤーに選定されるためのハードルはより高まっているのです。

前述のように、わが国の状況を考えると、使用電力のグリーン化については現時点では限界があります。その一方で、コーポレートPPA<sup>26</sup>と呼ばれる手法を使いやすくするための規制改革も進行しています。

企業においては、1年先、3年先、5年先を見据えて、自社の電力調達改革に正面から取り組む喫緊の必要性があります。そうしなければ、自社の取引が他国企業に流出する可能性は否めず、プラザ合意後に起きた産業空洞化リスクが、再び日本に訪れるかもしれません。

## VI 同時並行で進展する国家間競争と国際協力

本稿では、炭素価格ならびに国境炭素

調整措置の導入の背景とそれが国や企業に及ぼす影響について考えてきました。脱炭素化という破壊的事象に由来する国・地域の経済力、産業競争力の長期的な維持・向上のための施策に着手することは、政治の喫緊の課題であると言えます。特に国としての対応が遅れている日本の企業は、この破壊的事象による自社ビジネスへの影響をいち早く検討、把握し、今後の戦略構築と業務のトランスフォーメーションへの着手が必要になるでしょう。

一方、産業構造がグローバルに緊密に連係している現状を踏まえれば、本件は国家間の協調を必要とする事象でもあります。先ごろベネチアで開催されたG20財務相・中央銀行総裁会議で、法人課税の最低税率を15%以上にするという合意がなされました<sup>27</sup>。これは、多国籍企業が税率の低い国・地域に子会社を置き、租税回避することを防ぐことを狙ったものですが、国際協調としては歴史的とも言えます。

この状況は、オランダRoyal Dutch Shell社が今年2月に発表した最新のシナリオ（Wave、Island、Sky1.5）の中のSky1.5シナリオに沿ったものです。Sky1.5シナリオは、

図表5 主要国の電源別発電電力量の構成比



出典：電気事業連合 主要国の電力事情<sup>25</sup>

長引くコロナ禍への対応が緊密な国際協調体制を築き、これが気候変動対策も押し進める力となって、結果としてパリ協定の合意目標が達成されるとしています<sup>28</sup>。

Gゼロと称される現在、気候変動対策について先行する欧州、乗り遅れずに主導権を狙いたい米国、ポストBREXITのポジションを確立したい英国、脱炭素に重要な影響を持つ中国、ASEANの脱炭素化を牽引したい日本。これら国・地域では、今後もそれぞれのポジション取りが繰り広げられていくことでしょう。しかし、それと同時に、必要な部分では国際協調も推進されることが予想されます。COP26では、今後国際協調が推進される具体的な分野や施策に関する議論が期待されます。

- 1 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR15E7H0V10C21A6000000/>
- 2 <https://pmiclimete.org/pmi-report>
- 3 <https://pmiclimete.org/pmi-report>
- 4 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR14DPH0U1A110C2000000/>
- 5 <https://sustainablejapan.jp/2021/05/07/eu-ets-eua/61615>
- 6 CBAMの活用に関する提案は京都議定書に関する合意以降、何度か行われた。米国がオバマ政権下でCBAMを含む排出量取引法案を審議していた時期と並行して、日本でも2010年に財務省関税局における環境と関税政策に関する研究で議論されていた。いずれの時期においてもCBAMに関する議論が最終的な国際的ルールに帰結しなかった理由に、制裁を課す側(主に先進国)と課される側(主に発展途上国)との対立的な構図があったと考えられる。
- 7 [https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/carbon\\_neutral\\_jitsugen/pdf/001\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_neutral_jitsugen/pdf/001_02_00.pdf)
- 8 <https://pmiclimete.org/pmi-report>
- 9 [https://www.iges.or.jp/jp/publication\\_documents/pub/translation/jp/10609/EU+GreenDeal+Japanese+ver.330.pdf](https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/translation/jp/10609/EU+GreenDeal+Japanese+ver.330.pdf)
- 10 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR110170R11C20A2000000/>
- 11 [https://www.mof.go.jp/public\\_relations/finance/202104/202104i.html](https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202104/202104i.html)
- 12 国境炭素調整措置の対象品目は現時点、導入当初は鉄、鉄鋼製品、セメント、肥料等とされている。
- 13 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB182UT0Y1A510C2000000/>
- 14 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQODK022FB0S1A700C2000000/>
- 15 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB182UT0Y1A510C2000000/>
- 16 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA172SK0X10C21A6000000/>
- 17 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA30BQX0Q1A630C2000000/>
- 18 [https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/carbon\\_neutral\\_jitsugen/pdf/001\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_neutral_jitsugen/pdf/001_02_00.pdf)
- 19 [https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/carbon\\_neutral\\_jitsugen/pdf/001\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_neutral_jitsugen/pdf/001_02_00.pdf)
- 20 <https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/shared/img/7aksc-2k93jtn8.png>
- 21 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA14D530U1A610C2000000/>
- 22 <https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210507001/20210507001-1.pdf>
- 23 前出の図表4 -国境炭素調整措置の設計に伴う検討ポイントを参照

- 24 Google, Apple, Facebook, Amazon, Microsoftのこと。
- 25 <https://www.fepec.or.jp/enterprise/jigyuu/shuyoukoku/index.html>
- 26 コーポレートPPAについては、KPMG Insight2月号掲載の「脱炭素化というパラダイムシフトへの挑戦~顧客の脱炭素化ニーズへの対応が価値創造の源泉に」を参照のこと。
- 27 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR08DU80Y1A700C2000000/>
- 28 <https://www.shell.com/energy-and-innovation/the-energy-future/scenarios/the-energy-transformation-scenarios.html#iframe=L3dlYmFwcHMvU2NlbnFyaW9zX2xvbmdfaG9yaXpvbnMv>

#### 関連情報

#### KPMG IMPACTならびにエネルギー&インフラストラクチャーのコンテンツ

ウェブサイトでは、関連情報を紹介しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/industries/infrastructure.html>

<https://home.kpmg/jp/ja/home/industries/energy.html>

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/09/kpmg-impact.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG ジャパン  
KPMG IMPACT プロジェクトリーダー  
エネルギー&インフラストラクチャー  
セクターエグゼクティブ  
パートナー

関口美奈

- ✉ JP-FMAZ-JapanImpactTeam@jp.kpmg.com
- ✉ mina.sekiguchi@jp.kpmg.com

## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.